

沖縄県公文書管理委員会運営要領（案）

（令和 8 年 月 日沖縄県公文書管理委員会決定）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、沖縄県公文書管理委員会規則（令和 7 年沖縄県規則第 23 号。以下「委員会規則」という。）第 7 条の規定に基づき、沖縄県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において使用する用語は、沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和 7 年沖縄県条例第 3 号。以下「公文書管理条例」という。）委員会規則及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）において使用する用語の例による。

（会議の開催）

第 3 条 会長は、委員会規則第 3 条第 1 項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

（会議の公開）

第 4 条 会議は、公文書管理条例第 26 条第 1 項の規定による諮問の調査審議を除いて、原則として公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）第 7 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等する場合

前号に掲げる場合のほか、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると会長が認める場合

（議事録の作成等）

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

開催日時

出席者の氏名

会議に付した議案の件名

議事の概要

その他必要な事項

- 2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を経て確定するものとする。
- 3 議事録は、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 前項ただし書により議事録の全部を非公開とした場合は、その理由を公開する。
- 5 委員会の資料については、公文書管理条例第26条第1項の規定による諮問の調査審議に関するもの、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるものを除き、公開するものとする。

(会長の印)

第6条 会長の印の種類、寸法、書体、主用途及び保管者は、別表のとおりとする。

(委員会が使用する文書記号)

第7条 委員会が使用する一般文書の記号は、「沖文管委」とする。

(陳述者の数)

第8条 公文書管理条例第29条第4項又は第30条第1項の規定により、審査請求人又は参加人が意見の陳述をする場合に、委員会に出席することができる者の数は、その代理人及び補佐人を含めて5人以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

別表(第6条関係)

| 種類 | 寸法 (ミリメートル) | 書体 | 主用途 | 保管者 |
|----------------------------|----------------|-----|-------|---------------|
| 沖縄県公文書 管理委員会 会長 印 | 方24 | かい書 | 一般文書用 | 総務部総務 私学課長 |

傍聴要領(案)

沖縄県公文書管理委員会

1 傍聴する場合の手続き

会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

受付開始時刻は、会議開催予定時刻の15分前からです。

傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

傍聴定員は、使用会議室のスペース等を考慮し、事務局で決定します。

2 会議の秩序の維持

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従って下さい。傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守って下さい。

会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。

拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、委員会の会長の許可を得ること。

会場において、携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

関係法令等

○沖縄県公文書等の管理に関する条例（抄）（令和7年沖縄県条例第3号）

（沖縄県公文書管理委員会への諮問）

第26条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県公文書管理委員会に諮問しなければならない。

審査請求が不適法であり、却下する場合

裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 知事は、第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（委員会の調査権限）

第29条 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合において、何人も、委員会に対し、その提示された特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 知事は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第30条 委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口

頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(調査審議手続の非公開)

第33条 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

○沖縄県情報公開条例(抄)(平成13年沖縄県条例第37号)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないと認められる情報

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(公に

することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であって、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立

行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○沖縄県公文書管理委員会規則（令和7年沖縄県規則第23号）

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和7年沖縄県条例第3号。以下「条例」という。）第28条第9項及び第38条の規定に基づき、沖縄県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び調査審議の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 委員会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

（手続の併合又は分離）

第4条 委員会は、必要と認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

- 2 委員会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び知事にその旨を通知しなければならない。

（審査請求人等の意見の聴取）

第5条 委員会は、委員会に提出された意見書又は資料について、条例第29条第4項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は知事の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部総務私学課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。